

正会員に対する処分及び勧告について

令和5年1月13日
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた正会員に対し、定款第23条第1項の規定に基づく処分及び同第24条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ あい証券株式会社

I. 事実関係及び法令等適用

○ 投資者保護上問題のある業務運営

(1) 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）を行うARBITRAGE SYSTEM FUND COMPANY LIMITED（英国領ケイマン諸島籍の法人、以下「AS社」という。）を営業者とし、外国投資証券Powerfund（以下「本件外国投資証券」という。）を投資対象とする匿名組合「裁定システムファンド（Arbitrage System Fund）」（以下「裁定ファンドI」という。）に対し、実際には、裁定ファンドIの実質的な営業者となって、長期間に亘り、無登録で裁定ファンドIの運用を行っていたにもかかわらず、出資者に対し、AS社が裁定ファンドIの営業者として運用を行う旨を記載した資料を用いて説明するなどして、私募の取扱い等を行っていた。

また、当社は、裁定ファンドIのほか、特例業務を行うA. S. PRODUCT II COMPANY LIMITED（英国領ヴァージン諸島籍の法人）を営業者とし、本件外国投資証券を投資対象とする匿名組合「裁定システムファンドII（Arbitrage System FundII）」（以下「裁定ファンドII」といい、同ファンド及び裁定ファンドIを合わせて「本件特例2ファンド」という。）に係る出資持分の私募の取扱い等を行っている。

しかしながら、当社は、金融商品取引業者として、新たな金融商品の販売に際して、適合性原則等を踏まえ、適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該金融商品の特性やリスクの種類・大きさ等を適切に把握した上で、販売対象となる顧客を検

討・評価するなどの必要性の認識が欠如していたことにより、商品審査の基準や手続き等を定めた社内規程を設けておらず、本件特例2ファンドの販売に際しても、こうした観点からの十分な商品審査を実施していない。

(2) さらに、当社は、取り扱う金融商品の具体的なモニタリング方法について定めた社内規程を設けていない中、本件特例2ファンドに関し、本件外国投資証券の発行者である外国投資法人（以下「本件外国投資法人」という。）に係る資産の運用者（以下「本件運用者」という。）から当該法人に係る資産の運用状況に関する資料を入手し、これを確認・分析するなどして、モニタリングを実施していたとしている。

しかしながら、これら資料によれば、平成27年頃より、本件運用者によって、本件外国投資法人に係る資産の運用方法が大幅に変更されているなど、本件特例2ファンドの商品性に重大な影響を及ぼす事象が発生していたにもかかわらず、当社は、これらを看過しており、出資者に対する説明も適時に行っていない。

(3) このほか、平成30年6月頃、当時の管理部長において、本件特例2ファンドに係る法令上必要な運用報告書がこれまで一切作成・交付されていないことについて認識するなど、問題意識を有していたにもかかわらず、当社は、特段の措置を講じることなく、これを放置している。

(4) このように、当社は、極めて杜撰な経営管理態勢・内部管理態勢の下、顧客に対し、投資判断を行う上で重要となる情報を適時・適切に説明することなく、本件特例2ファンドについて、それぞれ48顧客に販売（総額約4.7億円）していた。

(5) 上記の状況は、定款第23条第1項第4号に規定する「取引の信義則に反する行為をしたとき。」に該当するものと認められる。

II. 処分及び勧告

1. 定款第23条第1項の規定に基づく処分

譴責

2. 定款第24条に基づく勧告

上記1の譴責とあわせて、次の内容の勧告を行い、改善を求めた。

(1) 本件発生原因を分析し、再発防止策を策定するとともに、適切な経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備すること。

(2) 上記について、1カ月以内に書面で報告するとともに、以降、その全てが完了す

るまでの間、随時書面で報告すること。

Ⅲ. その他

令和4年6月27日、関東財務局は、当社に対し、金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令を行った¹。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先 : 自主規制業務部 (電話 : 03-6910-3982)

¹ 関東財務局ウェブサイト参照 (<https://lfb.mof.go.jp/kantou/kinyuu/pagekthp032000902.html>)